

# 佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例の概要

## 条例制定の趣旨

久留米市や鹿児島市の例をみると、暴力団事務所等の撤去については、住民運動や住民による事務所使用差止め訴訟を行うなど、多くの時間と労力を要しているのが現状です。

不動産の売買又は賃貸の契約時に、暴力団事務所等と判明した場合の契約解除や買戻しができることを内容とした契約を結ぶことにより、その契約条項違反を理由に、より容易に契約を解除し、暴力団事務所等を撤去することが可能になります。

## 条例の構成

### 【第1条 目的】

暴力団事務所等に係る不動産の取引に関し、県民、不動産所有者等、県及び市町の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の開設を防止することを目的とします。

### 【第2条 定義】

- ・ 暴力団事務所等 ... 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が組織的な活動の用に供している不動産をいいます。
- ・ 不動産所有者等 ... 県内において、不動産を所有、管理、占有するもの又は不動産の売買、交換、貸借の代理、媒介を行うものをいいます。

### 【第3条 県民の責務】

県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の開設を防止するための施策に協力するよう努めることを定めています。

### 【第4条 不動産所有者等の責務】

- (1) 不動産所有者等は、不動産取引を行う場合は、暴力団事務所等の開設の防止に努めることを定めています。
- (2) 不動産所有者等は、不動産取引をする場合には、契約内容に、暴力団事務所等が開設されることが判明したときは、催告を要せずに契約解除、買戻しができる定めを設けるよう努めることを定めています。
- (3) 不動産所有者等は、上記(2)の契約により取引をした不動産に暴力団事務所等が開設されることが判明したときは、その契約を解除し、又は買戻しをするよう努めることを定めています。

### 【第5条 県の責務】

県は、

- (1) 不動産取引者等がその責務を果たそうとする場合は、必要な支援を行うこと
- (2) 支援を行うに当たっては、財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターと連携すること

を定めています。

### 【第6条 勧告、公表等】

県は、

- (1) 不動産所有者等が、その責務を遵守せず、暴力団事務所等の開設防止に支障が生じていると認めるときは、必要な措置をとるよう勧告することができること
- (2) 正当な理由がなく、県が行う勧告に従わなかった場合は、その不動産所有者等を県が行う契約から排除すること及び勧告に従わない旨を公表すること
- (3) 上記(2)の公表をしようとするときは、あらかじめ、その不動産所有者等に対し、意見を述べる機会を与えること

を定めています。

### 【第7条 市町の責務】

市町は、暴力団事務所等が開設されないよう、県と連携協力し、必要な施策の実施に努めることを定めています。

### 【施行期日】

平成21年7月1日